

令和2年（行ウ）第10号

久米至聖廟撤去を怠る事実の違法確認等請求事件（住民訴訟）

原告 金城照子 外1名

被告 那覇市長 外1名

## 証拠説明書（甲号証）

令和3年4月21日

那覇地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一

甲10

	標目 【原本・写し】	作成者 【作成年月日】	立証趣旨 【備考】
甲10	判決 【写し】	最高裁判所大法廷 裁判 所書記官綱島紀子 【令和3年2月24日】	① 最大令和3年2月24日判決（本 件と時期を除いて同一の事案につい ての最高裁違憲判決）の内容 ② 法廷意見は、孔子廟の公園設置に ついて条例所定の使用料を全額免除 した処分は「市と宗教の関わり合い が、我が国の社会的、文化的諸条件 に照らし、信教の自由の保障の確保 という制度の根本目的との関係で相 当とされる限度を超えるものとし て、憲法20条3項の禁止する宗教的 活動に該当する」として、久米崇聖 会の上告を退けた。 ③ 法廷意見は、原告側の上告受理申 立て理由に対し、「客観的に存在する 使用料に係る債権を理由もなく放置

			<p>したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使について裁量はないというべきである（最小二判平成16年4月23日）として理由があるとして原判決を変更した。</p> <p>④ 林景一裁判官の反対意見</p>
--	--	--	---